

鳥羽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年3月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 20,706	千円 10,655,767	千円 480,495	千円 2,447,313	% 23.0	% 22.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

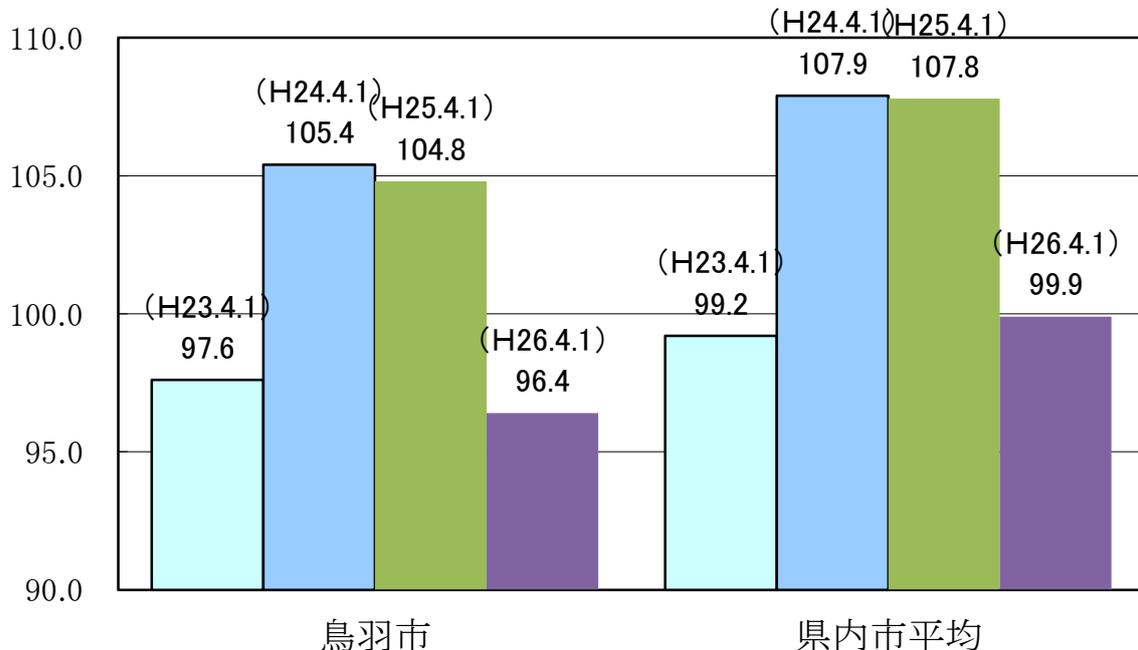
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 306	千円 1,074,005	千円 161,305	千円 378,582	千円 1,613,892	千円 5,274

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 393,309	円 392,053	1,256円 (0.32%)	% 0.35	% 3~6	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当) ※改定なし

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施
の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間
(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

鳥羽市においては地域手当支給なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1
日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鳥羽市	40.3歳	306,100円	-	-
三重県	43.3歳	348,236円	451,586円	387,308円
国	43.5歳	335,000円	-	408,472円

② 能労務職

職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
鳥羽市	52.2 歳	36 人	329,400 円	—	—
うち清掃作業員	54.0 歳	7 人	344,000 円	—	—
うち用務員	53.9 歳	6 人	342,000 円	—	—
うち学校給食員	54.5 歳	6 人	331,300 円	—	—
三重県	49.4 歳	351 人	350,012 円	405,196 円	379,130 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円

③ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鳥羽市	42.6歳	305,100円	-
三重県	43.8歳	378,445円	425,420円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		鳥 羽 市	三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	144,500円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

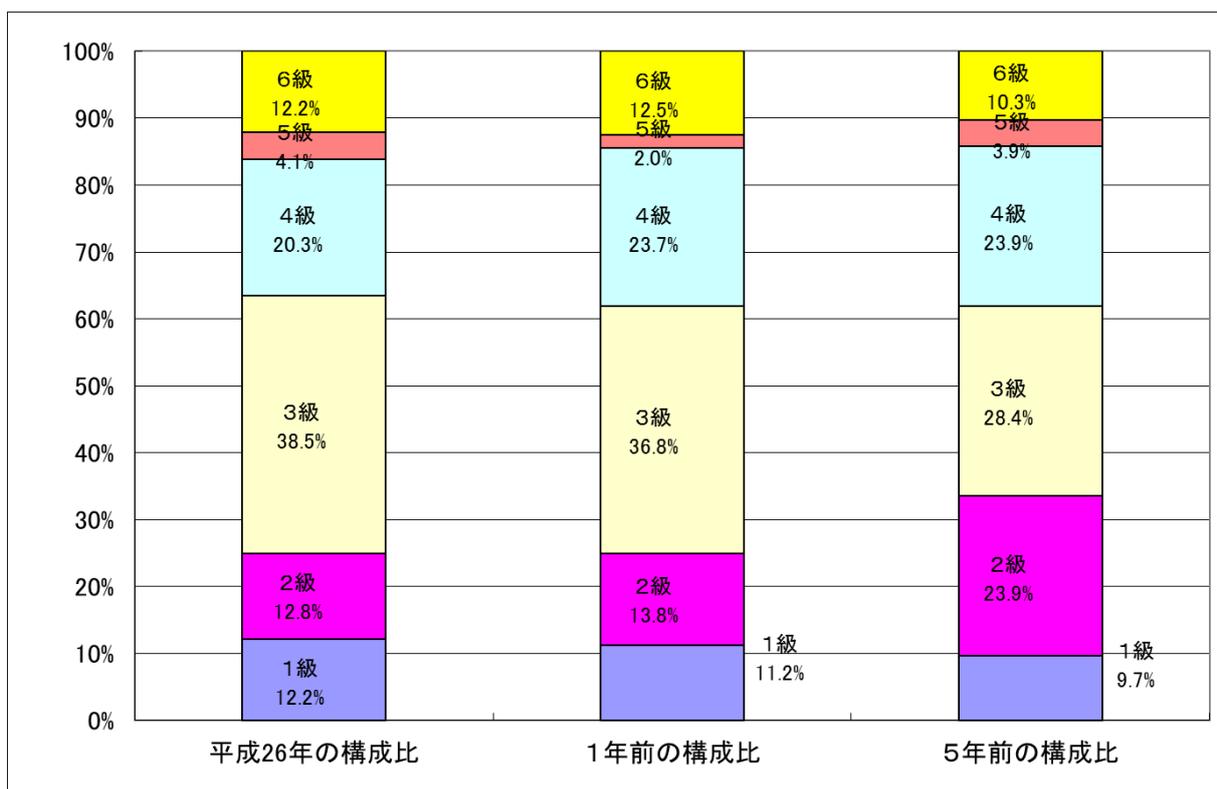
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	2,760百円	3,621百円	3,745百円	4,088百円
	高校卒	2,436百円	3,077百円	3,635百円	3,864百円
技能労務職	高校卒	-	-	3,270百円	-
	中学卒	-	3,093百円	3,186百円	3,362百円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	事務職員・技術職員	18人	12.2%	148,500円	202,000円
2 級	事務職員・技術職員	19人	12.8%	198,200円	258,400円
3 級	係長・主査 事務職員・技術職員	57人	38.5%	244,900円	328,700円
4 級	課長補佐・係長・主査	30人	20.3%	350,100円	388,300円
5 級	課長・副参事	6人	4.1%	386,800円	393,600円
6 級	課長・副参事	18人	12.2%	404,900円	422,600円

- (注) 1 鳥羽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

反映していない

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鳥羽市	三重県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,112千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,580千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 10～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

○勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、平成16年度より一部を除く全職員に対し勤務評定の施行を行っています。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

課長級及び課長補佐級職員については、業績・態度を勤務手当の成績率に反映しています。

【課長級及び課長補佐級職員の成績率・人員分布率】

（6月期支給の勤勉手当）

区 分		特に優秀(A)	優秀(B)	良好(C)	良好でない(D、E)
成績率	課長級	109.5/100	97/100	84.5/100	84.5/100 未満
	課長補佐級	83.5/100	74/100	64.5/100	64.5/100 未満
人員分布率	課長級	0%	3.6%	96.4%	0%
	課長補佐級	0%	16.7%	83.3%	0%

（12月期支給の勤勉手当）

区 分		特に優秀(A)	優秀(B)	良好(C)	良好でない(D、E)
成績率	課長級	109.5/100	97/100	84.5/100	84.5/100 未満
	課長補佐級	83.5/100	74/100	64.5/100	64.5/100 未満
人員分布率	課長級	0%	14.3%	85.7%	0%
	課長補佐級	0%	38.5%	61.5%	0%

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

鳥 羽 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 無）					
1人当たり平均支給額					
自己都合	18,372千円				
定年	23,693千円				

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			3,243千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			463,145円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都	18%	1人	18%
津市	6%	3人	6%
鳥羽市	0%	0人	0%

市内診療所の医師	15%	3人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		96.4 (96.4)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		8,512千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		127,039円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		19%	
手当の種類 (手当数)		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	防疫業務に従事した職員	感染症防疫作業	日額300円
行旅病人及び死体の取扱作業従事手当	行旅病人取扱作業に従事した職員	行旅病人の取扱作業	1件当たり1,500円
	死体取扱作業に従事した職員	死体の取扱作業	1件当たり3,000円
消防職員業務従事手当	火災・水防その他災害出動した消防職員	火災出動等における危険作業	1件につき250円
	救急業務に従事した消防職員	救急業務	1件につき250円
	救急救命士の資格を有する消防職員	救急救命措置に係る業務	上記に300円加算
船舶職員業務従事手当	船長職務に従事した船員	船長業務	1日につき120円
	機関長職務に従事した船員	機関長業務	1日につき80円
災害業務従事手当	災害対策本部の指示により、災害業務(気象警報発令中、屋外被害状況調査等)に従事した職員	災害業務(気象警報発令中、屋外被害状況調査等)	1日につき250円
災害応急対策等派遣手当	災害が発生した鳥羽市の区域外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員	災害応急対策又は災害復旧業務	1日につき840円
	大規模地震対策特別措置法に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止m退去命令等の措置がされた区	災害応急対策又は災害復旧業務	1日につき1,680円

	域において、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員		
医療事務従事手当（医師）	医師国家試験に合格し、診療所において医療事務に従事する職員	医療事務	1月につき70,000円
		往診業務	社会保険診療報酬点数表乙表に定める往診料の1/2
		夜間診療待機	1夜につき4,200円
医療事務従事手当（看護師）	看護師国家試験又は准看護師試験に合格し、診療所において医療事務に従事する職員	医療事務	1日につき150円（限度額1,500円）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	51,417千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	145千円
支給実績（24年度決算）	52,219千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	159千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ただし、配偶者のいない場合 1人目 11,000円 2人目以降 6,500円 なお、満16歳以上22歳までの子については 5,000円加算	同	-	36,848千円	103,505円
住居手当	ア 借家、借間居住者支給対象 12,000円を超える額 最高支給額 27,000円	同	-	13,017千円	36,564円
通勤手当	ア 交通機関利用者 全額支給限度額 支給単位期間のうち最も長い 支給単位期間の1ヶ月当たりの 運賃相当額 55,000円	同	-	21,512千円	60,425円

	<p>イ 交通用具利用者</p> <p>2 k m 以上 5 k m 未満 2,000円</p> <p>5 k m 以上 10 k m 未満 4,100円</p> <p>10 k m 以上 60 k m 未満 距離区分に応じて 6,500円～23,600円</p> <p>60 k m 以上 24,500円</p>				
管理職手当	<p>課長・副参事の管理職に支給</p> <p>ア 課長 40,000円</p> <p>イ 副参事 35,000円</p>	異	<p>管理又は監督の地位にある職員の官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し支給</p>	11,100千円	-
管理職特別手当	<p>管理職が臨時又は、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合 6,000円</p> <p>ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合 9,000円</p>	異	<p>管理職が臨時又は救急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合</p> <p>一種 12,000円</p> <p>二種 10,000円</p> <p>三種 8,500円</p> <p>四種 7,000円</p> <p>五種 6,000円</p>	102千円	-
休日勤務手当	<p>祝日及び年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に100分の135を乗じた額</p>	同	-	8,512千円	197,945円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 時間単価の100分の25</p>	同	-	4,582千円	106,542円
特地勤務手当	<p>神島町に所在する公署に勤務するため住居を移転した職員給料月額の12%</p>	-	-	0千円	-
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員 23,000円</p>	同	-	115千円	115,000円
宿日直手当	<p>宿日直勤務1回につき 4,200円</p>	同	-	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	890,000円 (890,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円/259,000円	
	副 市 長	688,000円 (688,000円)	816,000円/483,000円	
報 酬	議 長	443,000円 (443,000円)	545,000円/230,000円	
	副 議 長	375,000円 (375,000円)	474,000円/200,000円	
	議 員	335,000円 (335,000円)	442,000円/180,000円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(26年度支給割合) 3.55月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 3.25月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×(450/100)×在職年数 給料月額×(280/100)×在職年数		(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・25年報告数値誤り ・業務の見直しによる減 ・業務縮小による減
		総務企画	53	53	0	
		税務	17	16	△1	
		民生	76	75	△1	
		衛生	40	34	△6	
		労働	0	0	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	12	12	0	
		土木	18	18	0	
	計	230	222	△8		
	教育部門	34	34	0		
	消防部門	43	44	1	職員採用による増	
	小 計	307	300	△7		
公 営 企 会	水 道	11	13	2	業務縮小に伴う現業職の配置換	
	交 通	32	32	0		
	下 水 道	2	2	0		

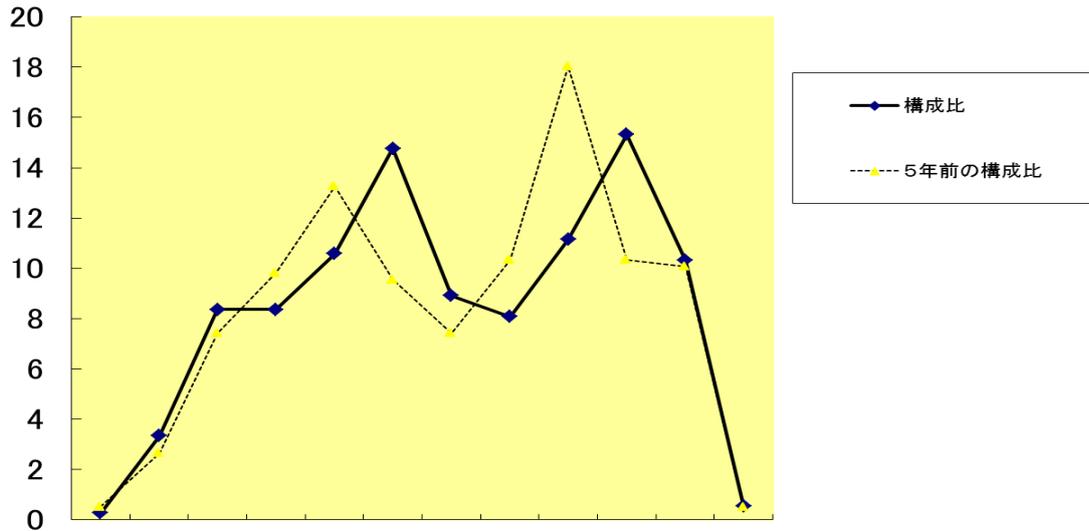
業計等部門	その他	13	13	0	
	小計	58	60	2	
合計		365	360	△5	
		[554]	[557]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）

%



20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	12人	30人	30人	38人	53人	32人	29人	40人	55人	37人	2人	359人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	239	239	231	233	230	222	△7.1(%)
教育	37	36	35	35	34	34	△8.1(%)
消防	40	40	40	41	43	44	9.1(%)
普通会計計	316	315	306	309	307	300	△5.0(%)
公営企業等会計計	62	64	63	60	58	60	△3.2(%)

総合計	378	379	369	369	365	360	△4.8(%)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,054,351	千円 247,253	千円 76,113	% 7.22	% 9.34

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 11	千円 40,082	千円 4,773	千円 14,312	千円 59,167	千円 5,379

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鳥羽市	48.0歳	319,803円	448,234円
団体平均	45.0歳	369,422円	571,146円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鳥羽市	鳥羽市（一般行政職・団体平均等） ※水道事業以外の職員
1人当たり平均支給額（25年度） 1,301千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,079千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 10～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 10～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

鳥 羽 市			鳥羽市（一般行政職・団体平均等） ※水道事業以外の職員		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合	20,928千円		自己都合	17,861千円	
定年	0千円		定年	23,693千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
鳥羽市	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）			0%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
災害業務従事 手当	災害対策本部の指示 により、災害業務（ 気象警報発令中、屋 外被害状況調査等） に従事した職員	災害業務（気象警 報発令中、屋外被 害状況調査等）	0千円	日額250円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,293千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	118千円
支給実績（24年度決算）	819千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	63千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ただし、配偶者のいない場合 1人目 11,000円 2人目以降 6,500円 なお、満16歳以上22歳までの子 については 5,000円加算	同	-	2,132千円	193,818円
住居手当	ア 借家、借間居住者支給対象 12,000円を超える額 最高支給額 27,000円	同	-	324千円	162,000円
通勤手当	ア 交通機関利用者 全額支給限度額 支給単位期間のうち最も長い 支給単位期間の1ヶ月当たりの 運賃相当額 55,000円 イ 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上60km未満 距離区分に応じて 6,500円～23,600円 60km以上 24,500円	同	-	545千円	77,857円
管理職 手当	課長・副参事の管理職に支給 ア 課長 40,000円 イ 副参事 35,000円	異	管理又は監督の地位にある職員の官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し支給	480千円	480,000円
管理職特 別手当	管理職が臨時又は、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合 6,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合 9,000円	異	管理職が臨時又は救急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合 一種 12,000円 二種 10,000円 三種 8,500円 四種 7,000円 五種 6,000円	0千円	0円
休日勤務 手当	祝日及び年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に100分の135を乗じた額	同	-	0千円	0円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 時間単価の100分の25	同	-	0千円	0円
特地勤務手当	神島町に所在する公署に勤務するため住居を移転した職員給料月額額の12%	-	-	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員 23,000円	同	-	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,200円	同	-	0千円	0円